

仕訳例) 2019年10月より前に、 10%の支払の仕訳伝票を計上する

大きく5つの仕訳例をご紹介します。お客様の状況にあわせてご参照ください。
また、仕訳例は一例です。お客様の取引内容に応じて、適切な勘定科目を使用してください。

■ 一年分の料金を支払う

[例1-①]

2019年10月以後の期間分も含めて、一年分のテナント賃料を2019年4月に支払った場合
・・・・・・・・・・2ページ

[例1-②]

2019年10月以後の期間分も含めて、一年分のテナント賃料を2019年4月に支払った場合
(法人税「短期前払費用」の取り扱いを適用して、支払った費用の金額を支出した日に損金算入する)
・・・・・・・・・・4ページ

[例2]

一年分のテナント賃料を8%の税率で2019年4月に支払った後、後日、差分2%の料金の請求があった場合
・・・・・・・・・・6ページ

■ 9月に10月分の料金を支払う

[例3-①]

2019年9月に、10月分のテナント料を支払った場合
・・・・・・・・・・7ページ

[例3-②]

2019年9月に、10月分のテナント料を支払った場合
(法人税「短期前払費用」の取り扱いを適用して、支払った費用の金額を支出した日に損金算入する)
・・・・・・・・・・9ページ

●【例1-①】2019年10月以後の期間分も含めて、
一年分のテナント賃料を2019年4月に支払った場合

消費税10%施行前（2019年10月1日より前）に一年分の料金の請求を受けた場合は、支払い時には、10月1日より前の料金分は「費用」科目、10月1日以後の料金分は「前払費用」科目で計上します。その後、10月1日以後に、「前払費用」から「費用」に振り替える仕訳伝票を登録することで、一年間を通して正しい税率で登録できます。
（10%の消費税額の計上は、施行日10月1日以後になります。）

契約期間	2019年4月～2020年3月	(税込)	(税抜)	
地代家賃	2019年4月～2019年9月	¥648,000	¥600,000	(消費税8%: ¥48,000)
	2019年10月～2020年3月	¥660,000	¥600,000	(10%: ¥60,000)
計		¥1,308,000	¥1,200,000	(消費税: ¥108,000)

支払日: 2019年4月に一年分を支払う

仕訳例

決算月の違いにより仕訳伝票の内容が異なるため、該当する例をご参考ください。

【3月決算法人の場合（契約期間の途中で決算が訪れない場合）】

【税抜経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。また、10%分の消費税額を一旦「前払費用」に計上後、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

10月以後の料金分を「税区分 0：対象外」で計上します

<支払い月>

借方	貸方	摘要
地代家賃 8% 600,000 48,000	現金 1,308,000	
地代家賃 ※税区分「0:対象外」 600,000		
前払費用 60,000		

10%の消費税額を一旦「前払費用」で計上します

<2019年10月以後>

支払い月に「税区分 0：対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出（P.11 参照）します。10月以後の料金分を振り替え、本体価額とともに消費税額を計上します。

借方	貸方	摘要
地代家賃 10% 600,000 60,000	地代家賃 ※税区分「0:対象外」 600,000	
	前払費用 60,000	

【税込経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月以後の料金分を「税区分：消費税対象外」で計上します。10月以後に、本体価額とともに10%の消費税額を計上します。

<支払い月>

借方		貸方		摘要
地代家賃	648,000	現金	1,308,000	
8%	(48,000)			
地代家賃 ※税区分「0:対象外」	660,000			

10月以後の料金分（税込）を「税区分 0：対象外」で計上します

<2019年10月以後>

支払い月に「税区分 0：対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出（P.11 参照）します。10月以後の料金分を振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
地代家賃	660,000	地代家賃	660,000	
10%	(60,000)	※税区分「0:対象外」		

【9月決算法人の場合】

ポイント

10月以後の料金を一旦「前払費用」に計上後、10月以後に費用に振り替え、10%の消費税額を計上します。

<支払い月>

借方		貸方		摘要
地代家賃	648,000	現金	1,308,000	
8%	(48,000)			
前払費用	660,000			10%繰り延べ分

10月以後の料金を一旦「前払費用」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

支払い月に計上した「前払費用」の合計金額を抽出（P.12 参照）します。前払費用を費用科目に振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
地代家賃	660,000	前払費用	660,000	
10%	(60,000)			

●【例1-②】2019年10月以後の期間分も含めて、
 一年分のテナント賃料を2019年4月に支払った場合
 (法人税「短期前払費用」の取り扱いを適用して、支払った費用の全額を支出した日に損金算入する)

法人税基本通達2-2-14「短期の前払費用」を適用している場合、支払った費用を支出した日に損金算入できます。なお、請求書等により、2019年10月1日以後の期間に対応する消費税額が10%で請求されていることが明らかな場合は、以下のように伝票を入力することで、一年間を通じて正しい税率で登録できます。

『支払時には、その消費税額を一旦「仮払金」として繰り延べて、10月1日以後に「仮払金」から「仮払消費税」に振り替えます。』

※「税込経理」の場合は、「費用」科目に消費税額を含めて、繰り延べます。

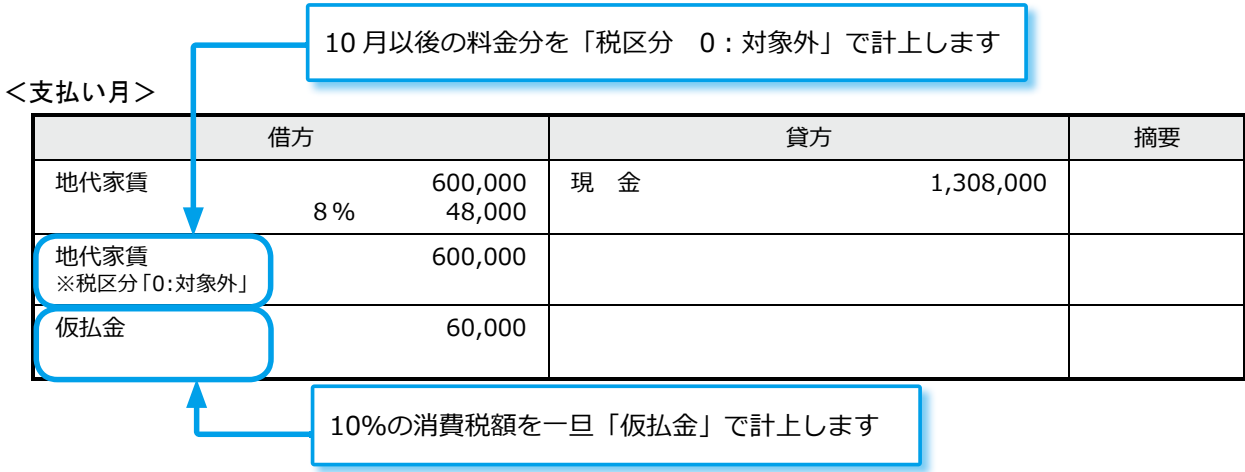
契約期間：2019年4月～2020年3月	(税込)	(税抜)	
地代家賃：2019年4月～2019年9月	¥648,000	¥600,000	(消費税 8%： ¥48,000)
2019年10月～2020年3月	¥660,000	¥600,000	(10%： ¥60,000)
計	¥1,308,000	¥1,200,000	(消費税 : ¥108,000)

支払日： 2019年4月に一年分を支払う

仕訳例

【税抜経理の場合】

ポイント
 10月以後の賃料も「地代家賃」で計上し損金算入しますが、税区分は「消費税対象外」にします。
 また、10%分の消費税額を一旦「仮払金」に計上後、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。



< 2019年10月以後 >

支払い月に「税区分 0：対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出 (P.11 参照) します。
 10月以後の料金分を振り替え、本体価額とともに消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
地代家賃	600,000	地代家賃	600,000	
10%	60,000	※税区分「0:対象外」		
		仮払金	60,000	

【税込経理の場合】

ポイント

10月以後の賃料も「地代家賃」で計上し損金算入しますが、税区分は「消費税対象外」にします。

10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

<支払い月>

借方		貸方		摘要
地代家賃	648,000	現金	1,308,000	
8%	(48,000)			
地代家賃 ※税区分「0:対象外」	660,000			

10月以後の料金分（税込）を「税区分 0：対象外」で計上します

< 2019年10月以後>

支払い月に「税区分 0：対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出（P.11 参照）します。

10月以後の料金分を振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
地代家賃	660,000	地代家賃	660,000	
10%	(60,000)	※税区分「0:対象外」		

●【例2】一年分のテナント賃料を8%の税率で2019年4月に支払った後、後日、差分2%の料金の請求があった場合

旧消費税8%で一年分の料金をすでに支払っていた後に、10月以後の地代家賃に対する差分2%の請求を受けた場合は、追加請求された料金は一旦、「仮払金」で計上します。
そして、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

契約期間：2019年4月～2020年3月

【一年分のテナント賃料を8%で支払う】

地代家賃：2019年4月～2019年9月	¥600,000	(消費税8%：¥48,000)
2019年10月～2020年3月	¥600,000	(8%：¥48,000)
計	¥1,200,000	(消費税：¥96,000)

支払日：2019年4月に一年分を支払う

【差分2%を支払う】

地代家賃：2019年10月～2020年3月	¥600,000	(10%：¥60,000)
前回支払分		(8%：¥48,000)
差分2%分		(消費税：¥12,000)

支払日：2019年10月以後に差分2%を支払う

仕訳例

ポイント

追加請求の料金は、「仮払金」で計上します。10月以後に、一度支払った本来10%の「地代家賃(8%)」と「仮払金」を返還処理し、その上で改めて「地代家賃(10%)」の料金で計上します。

<支払い月>

借方	貸方	摘要
地代家賃 8% 1,296,000 (96,000)	現金 1,296,000	

<差分2%の支払い月>

借方	貸方	摘要
仮払金 12,000	現金 12,000	差分2%支払分

追加請求の料金は、「仮払金」で計上します

摘要欄に「差分2%支払分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

<2019年10月以後>

- 支払い月に8%で計上した「地代家賃」の一年分の料金を抽出(P.13参照)し、10%の料金を計算します。
- 差分2%の支払い月に計上した「仮払金」の合計金額を抽出(P.12参照)します。

一度支払った本来10%の「地代家賃(8%)」を返還処理して、その上で改めて、「地代家賃(10%)」の料金を計上します。

借方	貸方	摘要
地代家賃 10% 660,000 (60,000)	地代家賃 8% 648,000 (48,000)	
	仮払金 12,000	

●【例3-①】2019年9月に、10月分のテナント料を支払った場合

消費税10%施行前（2019年10月1日より前）の9月に、10月分の料金の請求を受けた場合は、支払い時には、「前払費用」で計上します。その後、10月1日以後に、「前払費用」から「費用」に振り替える仕訳伝票を登録することで、正しい税率で登録できます。
（10%の消費税額の計上は、施行日10月1日以後になります。）

仕訳例

決算月の違いにより仕訳伝票の内容が異なるため、該当する例をご参考ください。

【3月決算法人の場合（契約期間の途中で決算が訪れない場合）】

【税抜経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月分の料金を「税区分：消費税対象外」で計上します。
 また、10%分の消費税額を一旦「前払費用」に計上後、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

<9月>

借方		貸方	摘要
地代家賃 ※税区分「0:対象外」	100,000	現金	110,000
前払費用	10,000		

10月分の料金を「税区分 0：対象外」で計上します

10%の消費税額を一旦「前払費用」で計上します

<2019年10月以後>

9月に「税区分 0：対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出（P.11 参照）します。
 本体価額とともに消費税額を計上します。

借方		貸方	摘要
地代家賃	100,000	地代家賃 ※税区分「0:対象外」	100,000
10%	10,000	前払費用	10,000

【税込経理の場合】

ポイント

10%の消費税額を適切な時期に計上するため、10月分の料金を「税区分：消費税対象外」で計上します。
 10月以後に、本体価額とともに10%の消費税額を計上します。

<9月>

借方		貸方	摘要
地代家賃 ※税区分「0:対象外」	110,000	現金	110,000

10月分の料金（税込）を「税区分 0：対象外」で計上します

< 2019年10月以後 >

9月に「税区分 0:対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出 (P.11 参照) します。
10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
地代家賃	110,000	地代家賃	110,000	
10%	(10,000)	※税区分「0:対象外」		

【9月決算法人の場合】

ポイント

10月分の料金を一旦「前払費用」に計上後、10月以後に「費用」に振り替え、10%の消費税額を計上します。

< 9月 >

借方		貸方		摘要
前払費用	110,000	現金	110,000	10%繰り延べ分

10月の料金を一旦「前払費用」に計上します

摘要欄に「10%繰り延べ分」などを入力することで、10月以後の振り替えの際に特定しやすくなります。

< 2019年10月以後 >

9月に計上した「前払費用」の金額を抽出 (P.12 参照) します。
前払費用を費用科目に振り替え、10%の消費税額を計上します。

借方		貸方		摘要
地代家賃	110,000	前払費用	110,000	
10%	(10,000)			

●【例3-②】2019年9月に、10月分のテナント料を支払った場合
 (法人税「短期前払費用」の取り扱いを適用して、支払った費用の全額を支出した日に損金算入する)

法人税基本通達2-2-14「短期の前払費用」を適用している場合、支払った費用を支出した日に損金算入できます。なお、請求書等により、2019年10月1日以後の期間に対応する消費税額が10%で請求されていることが明らかな場合は、以下のように伝票を入力することで、正しい税率で登録できます。

『支払時には、その消費税額を一旦「仮払金」として繰り延べて、10月1日以後に「仮払金」から「仮払消費税」に振り替えます。』

※「税込経理」の場合は、「費用」科目に消費税額を含めて、繰り延べます。

仕訳例

【税抜経理の場合】

ポイント

10月分の賃料を「地代家賃」で計上し損金算入しますが、税区分は「消費税対象外」にします。
 また、10%分の消費税額を一旦「仮払金」に計上後、10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

< 9月 >

10月分の料金を「税区分 0:対象外」で計上します

借方	貸方	摘要
地代家賃 ※税区分「0:対象外」	現金	
100,000	110,000	
仮払金		
10,000		

10%の消費税額を一旦「仮払金」で計上します

< 2019年10月以後 >

9月に「税区分 0:対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出 (P.11 参照) します。
 本体価額とともに消費税額を計上します。

借方	貸方	摘要
地代家賃	地代家賃	
100,000	100,000	※税区分「0:対象外」
10%	仮払金	
10,000	10,000	

【税込経理の場合】

ポイント

10月分の賃料を「地代家賃」で計上し損金算入しますが、税区分は「消費税対象外」にします。
 10月以後に、本体価額とともに消費税額を計上します。

< 9月 >

借方	貸方	摘要
地代家賃	現金	
110,000	110,000	※税区分「0:対象外」

10月分の料金(税込)を「税区分 0:対象外」で計上します

< 2019年10月以後 >

9月に「税区分 0：対象外」で計上した「地代家賃」の仕訳伝票を抽出（P.11 参照）します。
10%の消費税額を計上します。

借方			貸方		摘要
地代家賃		110,000	地代家賃	110,000	
	10%	(10,000)	※税区分「0:対象外」		

● 仕訳伝票の抽出方法

● 税区分での抽出（費用科目）

「税区分 0：対象外」にした勘定科目の明細は、[税区分明細表] メニューで抽出できます。
 以下は、「地代家賃」の勘定科目を例にしていますが、お客様の取引内容に応じて適切な勘定科目を使用してください。

- ① [消費税申告]-[税区分明細表] メニューを選択します。

（『奉行 J - 会計編 -』をお使いの場合は、

[消費税管理資料]-[消費税入力内容チェック]-[税区分明細表]メニュー）

- ② [税区分明細表 - 条件設定] 画面の [基本条件] ページで、税区分に「0：対象外」を指定します。

※集計期間など、お客様の取引内容に応じて条件設定を変更します。

The screenshot shows the '基本条件' (Basic Conditions) page of the '税区分明細表 - 条件設定' (Tax District Detail Table - Condition Setting) screen. The '税区分指定' (Tax District Designation) section has '税区分コード' (Tax District Code) set to '0000' and '名称' (Name) set to '対象外' (Outside Scope). The '集計期間' (Summary Period) is set from April 1, 2019, to September 30, 2019.

- ③ [詳細条件] ページで、「勘定科目を指定する」にチェックを付けて、「勘定科目コード」に「地代家賃」を指定して、[画面] ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '詳細条件' (Detailed Conditions) page. The '科目指定' (Account Designation) section has the checkbox '科目を指定する' (Specify Accounting Item) checked. Under '勘定科目指定' (Accounting Item Designation), '勘定科目コード' (Accounting Item Code) is set to '751' and '勘定科目名' (Accounting Item Name) is '地代家賃' (Landlord's Rent).

- ④集計結果が出力されます。

【借方金額】欄が、10%の消費税額の計上をすえおいた、地代家賃の明細です。

集計期間		自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日			
税区分		0000 対象外			
伝票日付	勘定科目	補助科目	借方金額	貸方金額	差額 (借方 - 貸方)
伝票No.	摘要				
19/04/10	地代家賃		6,000	0	6,000
000022					
19/04/25	地代家賃		10,000	0	16,000
000023					
	【合計】		16,000	0	16,000

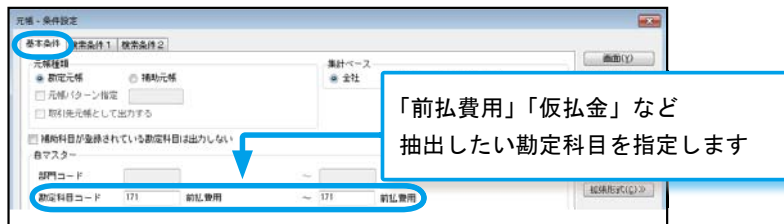
● 摘要での抽出（経過勘定科目「前払費用など」）

仕訳入力時、摘要欄に「10%繰り延べ分」などと入力することで、10月以後に振り替える金額を [元帳] メニューで抽出できます。

以下は、「前払費用」の勘定科目と、摘要欄に「10%繰り延べ分」を入力した例です。お客様の取引内容に応じて適切な勘定科目と摘要を使用してください。

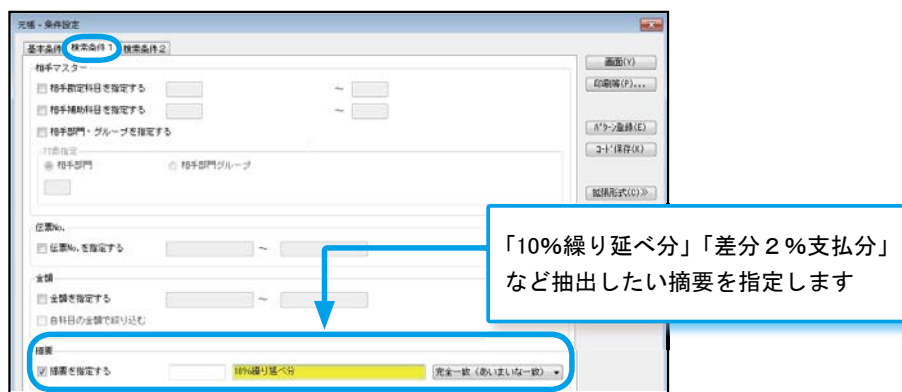
- ① [会計帳票]-[元帳]-[元帳] メニューを選択します。
- ② [元帳 - 条件設定] 画面の [基本条件] ページで、勘定科目を指定します。

※集計期間など、お客様の取引内容に応じて条件設定を変更します。



- ③ [検索条件1] ページで、個別に抽出する摘要を入力して、[画面] ボタンをクリックします。

※ [元帳 - 条件設定] が拡張形式の場合は、[検索条件2] ページで入力します。



- ④ 集計結果が出力されます。累計行が、10%の消費税額の計上をすえおいた、合計額です。

伝票日付	(相手マスター)	(相手マスター)	借方	貸方	残高
伝票No.	摘要				
繰替金額					
19/04/05	100 現金		6,600		6,600
000024	10%繰り延べ分				
19/04/30	100 現金		19,200		19,800
000025	10%繰り延べ分				
	4月計		19,800	0	
	累計		19,800	0	19,800

● 税区分・税率での抽出（費用科目）

旧消費税 8%の勘定科目の明細は、[税区分明細表] メニューで抽出できます。

以下は、「地代家賃」の勘定科目を例にしていますが、お客様の取引内容に応じて適切な勘定科目を使用してください。

- ① [消費税申告]-[税区分明細表] メニューを選択します。

（『奉行 J - 会計編 -』をお使いの場合は、

[消費税管理資料]-[消費税入力内容チェック]-[税区分明細表] メニュー）

- ② [税区分明細表 - 条件設定] 画面の [基本条件] ページで、課税仕入の税区分を指定してから、「消費税率を指定する」にチェックを付けて「8%」を選択します。

※集計期間や税区分は、8%で支払った月の取引内容に応じて条件設定を変更します。

- ③ [詳細条件] ページで、「科目を指定する」にチェックを付けて、「勘定科目コード」に「地代家賃」を指定して、[画面] ボタンをクリックします。

- ④ 集計結果が出力されます。旧消費税 8%で支払った地代家賃を確認できます。一年分の地代家賃から、10%分の料金を計算します。

集計期間		自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日				
税区分 / 税率		0010 課税売上分課税仕入 / 8%				
伝票日付	勘定科目	補助科目	税率	税抜金額	消費税額	
伝票No. 19/04/30 000026	地代家賃		8%	1,200,000	96,000	
	【合計】			1,200,000	96,000	

[F1] 操作説明 [F2] 印刷等 [F3] 付箋 [F4] 前税区分 [F5] 次税区分 [F6] ジャンプ [F7] [F8] 再集計 [F9] 付箋参照 [F10] 条件設定